

## 国内経済要録

### ◇4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は4月16日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

- 57年1～3月中M<sub>2</sub>+CD平残の前年比伸び率は、+10.7%程度とおおむね前期(56年10～12月 +10.6%)並みとなる見込み。
- 4～6月については、引続き前年比+10%前後と、おおむね1～3月並みの伸びとなる見通し。

### ◇長期金利の引下げ

1. 政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、4月債より実施した(長期国債は4月6日、政府保証債、公募地方債は4月7日にそれぞれ決定)。

#### 国債等の発行条件

|       |          | 変更後   | 変更前   |
|-------|----------|-------|-------|
| 長期国債  | 表面利率(%)  | 7.5   | 7.7   |
|       | 発行価格(円)  | 98.25 | 98.25 |
|       | 応募者利回(%) | 7.811 | 8.015 |
| 政府保証債 | 表面利率(%)  | 7.6   | 7.8   |
|       | 発行価格(円)  | 98.75 | 98.75 |
|       | 応募者利回(%) | 7.822 | 8.025 |
| 公募地方債 | 表面利率(%)  | 7.6   | 7.8   |
|       | 発行価格(円)  | 98.75 | 98.75 |
|       | 応募者利回(%) | 7.822 | 8.025 |

### 2. 金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、4月債より実施した(3月26日発表)。

#### 利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

|       |          | 変更後                    | 変更前                    |
|-------|----------|------------------------|------------------------|
| 利付金融債 | 5年<br>もの | 7.5<br>(7.5%、100.00円)  | 7.7<br>(7.7%、100.00円)  |
|       | 3年<br>もの | 7.361<br>(7.3%、99.85円) | 7.561<br>(7.5%、99.85円) |

### 3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、3月29

日から実施した(3月26日発表)。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

|           | 変更後 | 変更前 |
|-----------|-----|-----|
| 長期貸出最優遇金利 | 8.4 | 8.6 |

### 4. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、貸付信託予想配当率(契約期間5年のもの)を次のとおり引下げ4月6日以降募集分から実施した。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

|      |       | 変更後  | 変更前  |
|------|-------|------|------|
| 契約期間 | 5年のもの | 7.52 | 7.72 |

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行、および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率(契約期間5年以上のもの)を次のとおり引下げ、4月6日以降募集分から実施した。

#### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

|      |         | 変更後  | 変更前  |
|------|---------|------|------|
| 契約期間 | 5年以上のもの | 7.38 | 7.58 |

### ◇政府系金融機関の貸付基準金利の引下げ

政府系金融機関の貸付基準金利は次のとおり引下げられた(実施日はいずれも3月29日)。

(単位・年%)

|                              |          | 変更後 | 変更前 |          |         |     |     |
|------------------------------|----------|-----|-----|----------|---------|-----|-----|
| 日本開発銀行<br>北海道東北開発公庫(大企業向け)   | }        | 8.4 | 8.6 |          |         |     |     |
| 北海道東北開発公庫(中小企業向け)            |          |     |     |          |         |     |     |
| 中小公庫<br>国民公庫<br>環衛公庫<br>医療公庫 | }        | 8.2 | 8.3 |          |         |     |     |
| 商工組合中央金庫<br>(組合員貸し)          |          |     |     | 1年以上3年以内 | 8.4     | 8.6 |     |
| (構成員貸し)                      |          |     |     |          | 3年超7年以内 | 8.7 | 8.9 |
|                              |          |     |     |          | 7年超     | 8.8 | 9.0 |
| (構成員貸し)                      | 1年以上3年以内 | 8.7 | 8.9 |          |         |     |     |
|                              | 3年超7年以内  | 9.0 | 9.2 |          |         |     |     |
|                              | 7年超      | 9.1 | 9.3 |          |         |     |     |

## ◇事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し、4月債より実施した。

事業債の発行条件の改定

|      | 期間  | 発行<br>価格<br>(円)            | 表面利率(%)                |     | 応募者利回り                     |       |
|------|-----|----------------------------|------------------------|-----|----------------------------|-------|
|      |     |                            | 改定後                    | 改定前 | 改定後                        | 改定前   |
| AA格債 | 12年 | 99.00<br>( $\rightarrow$ ) | 7.7<br>( $\Delta$ 0.2) | 7.9 | 7.861<br>( $\Delta$ 0.202) | 8.063 |
| A格債  | 10年 | 99.25<br>( $\rightarrow$ ) | 7.8<br>( $\Delta$ 0.2) | 8.0 | 7.934<br>( $\Delta$ 0.202) | 8.136 |
| BB格債 | 10年 | 99.25<br>( $\rightarrow$ ) | 7.9<br>( $\Delta$ 0.2) | 8.1 | 8.035<br>( $\Delta$ 0.201) | 8.236 |
| B格債  | 10年 | 99.25<br>( $\rightarrow$ ) | 8.0<br>( $\Delta$ 0.2) | 8.2 | 8.136<br>( $\Delta$ 0.201) | 8.337 |

(注) カッコ内は改定幅。

## ◇銀行等の証券業務の認可方針について

大蔵省は、3月11日いわゆる「3人委員会」の意見をを受けて銀行等の証券業務の認可方針等について以下のよう

に発表した。

銀行等の証券業務について

銀行等の証券業務の認可(銀行法附則第5条等および証券取引法第65条の2に基づく認可)については、次のとおりとする。

### 1. いわゆる窓販について

#### (1) 対象有価証券

長期利付国債、政府保証債、地方債とする。

#### (2) 業務の範囲

募集の取扱いのほか、はね返り玉の買取りを認める。

#### (3) 対象金融機関

都市銀行、地方銀行、長期信用銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫および農林中央金庫とする。

ただし、具体的な認可に当たっては各個別金融機関の能力等を考慮する。

#### (4) 実施の時期

実施に伴う混乱を避け、適正な運用を図るため、対象金融機関の対応体制の整備等につき慎重を期すこととし、実施時期は58年4月とする。

### 2. いわゆるディーリングについて

いわゆるディーリングについては、期近物国債が大量に出回る時期等を考慮しつつ、今後更に検討を続ける。

### 3. その他

(1) 中期利付国債、割引国債については、発行額、落札

の状況等を考慮しつつ、今後更に検討を続ける。

(2) 銀行等が現実に行っている証券に関連する各種の行為については行過ぎることなく続けることは今後とも差し支えない。

## ◇金融機関の金の取扱い業務に関する大蔵省事務連絡について

大蔵省は、3月25日、金融機関の金の取扱いに関する事務連絡を各金融機関(都銀、地銀、長銀、信託、外銀、信金)に対して行った。その内容は次のとおり。

金の取扱いの業務について

金の取扱いの業務については、当面、その基本的な考え方および留意事項を下記の通り定めたので、御了知の上遺憾のないよう取扱われない。

なお、金の取扱いを行う場合には、あらかじめ取扱いの方法および開始の時期を届け出ることとされたい。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

銀行および信用金庫における金の取扱いの業務は、これらの金融機関の付随業務として認められるものであるが、金は、価値の保蔵手段および対外支払の決済手段としての性格を有する反面、海外金市場および為替相場の変動等に関連して値動きが比較的激しいものであるため、次の基本的な考え方の下に慎重に取扱うものとする。

(1) 個人預金者等に対して健全な方法で資産を提供するよう配慮すること。

(2) 健全経営の確保の観点から金融機関経営上の変動要因を最小限度に抑えること。

(3) 新たに本業務を開始するに当たっては、まず着実な態度をもって知識および経験の蓄積に努めること。

(4) 金の流通市場の健全性の維持および他の関係業界との協調にも留意しつつ、業務の漸進的な推進を期すること。

#### 2. 留意事項

##### 1 (顧客との取引)

(1) 顧客との金の取引は、金地金および金貨(当面、クルーガーランド・コインその他一般市場にすでに出回っている銘柄に限る。)の現物取引に限るものとし、先物取引は行わないものとする。

(2) 預り証(金証書・金通帳その他何らの名義をもってするを問わない。)または信託受益権証券の発行に当たっては、発行量に見合う金の現物の手当を行うものとする。

(3) 預り証または信託受益権証券には、流通性を付与

しないものとする。

- (4) 顧客に引渡した金地金につき顧客から買取りの請求を受けたときは、その金地金が、自らの売渡した金地金と同一のものであることを審査・鑑定によって確認できる場合には、その買取りの請求に応じなければならないものとする。

## 2 (その他の取引)

- (1) 工業原材料等の用途に向けての金の卸売りは行わないものとする。なお、すでに母国等で金の卸売業務を行っている外国銀行の支店にあっても、支店勘定での卸売りに関しては、当面、銀行と同様の取扱いによるものとする。

- (2) 顧客との取引を目的とする他の金融機関との間に金の売買および売買の仲立・取次ぎ・代理等の取引を行うことは差し支えない。

## 3 (在庫および保管)

- (1) 顧客および仕入先との取引の維持のために自らの勘定で金の在庫を保有する場合には、その保有量は、必要最小限度にとどめるものとする。

- (2) 預り証または信託受益権証書に見合う金を他の者に再寄託して保管する場合には、顧客または自らの名義によるものとし、かつ、顧客との契約上その旨を明示するものとする。

## 4 (広告、宣伝)

- (1) 過度の広告、宣伝活動は行わないこととする。
- (2) 顧客に対し、金価格が騰貴または下落することの断定的判断を提供して売買を勧誘する行為をしてはならない。

## 5 (報告等)

- (1) 業務の実績等の報告および経理処理の方法については、別に定めるところによる。
- (2) 金の取扱いの業務については、この事務連絡に定めるもののほか、状況に応じ所要の規制を行うことがある。

### ◇都銀の定期積金取扱いに関する大蔵省事務連絡について

大蔵省は、3月25日都銀の定期積金取扱いに関する事務連絡を行った。その内容は、次のとおり。

#### 定期積金業務の取扱いについて

本年4月から施行される新銀行法には、貯蓄銀行法の廃止に伴い定期積金業務が規定されたが、従来、当該業務は主として中小企業金融専門機関等で取扱われてきた経緯があり、その目的は、零細資金の吸収という点にあった。

従って、銀行が今後、新たにこれを取扱う場合には、これら従来の経緯等を踏まえ、次の諸点に留意するとともに、いやしくも行過ぎた定期積金獲得行為に走ることをないよう、適切な業務運営に努められたい。

なお、本件業務の取扱い開始に当たっては、あらかじめ、商品内容・今後の販売計画見込みを記載した書面および定期積金規定ひな型を当局に届け出ることとされた。

1. 定期積金の取扱い高が急増し、その結果、金融秩序を混乱させる等の事態を惹起することのないよう十分留意すること。

なお、今後当分の間、毎四半期末日現在における定期積金残高等の状況を翌月15日までに、別紙様式により当局に報告すること。

2. 初回掛金払込み時に、契約期間中の掛金総額を一括して払い込む取扱い(一括先掛)はもとより、従来の定期積金の概念にもとるような取扱いは行わないこと。

また、1回当たり掛金額についても、零細資金の吸収という本来の目的の範囲内にとどめること。

3. 定期積金の取扱いに際し、厳正な本人確認を行うこととするほか、行過ぎた広告、勧誘行為等は自粛すること。

### ◇大蔵省の銀行行政の第二次自由化・弾力化措置について

大蔵省は、3月30日、4月1日からの新銀行法施行を控えて銀行行政の自由化・弾力化措置(第二次措置)について金融各団体(全銀協、地銀協、信託協、相銀協、全信協、全信中協、労金連)に提示した。その主な内容は次のとおり。

#### 銀行行政の自由化・弾力化(第二次措置)について

#### 1. 業務関係

##### (1) 証券業務の取扱い

##### イ. 国債窓販の実施

57年3月11日の三人委員会の報告に基づき、金融機関がいわゆる国債等の窓口販売を実施できることとなった。(58年4月から実施予定)

##### ロ. ディーリング等の検討

中期利付国債の販売およびいわゆるディーリング等については、近期物国債が大量に出回る時期等を考慮しつつ、引続き検討することとなった。

##### (2) 国際業務の進展

##### イ. 邦銀の対外進出の進展

邦銀の対外進出は引続き増加しており、従来進出が認められなかったカナダについても5行の現法形

態による進出が実現した。

- ロ. 海外における証券業務の取扱いの弾力化
  - ハ. 海外駐在員事務所設置の弾力化
  - ニ. 相互銀行協会海外分室の設置
  - ホ. 信用金庫の外国為替業務の開始
  - ヘ. 外銀の対日進出の大幅増加  
外国銀行の対日進出については原則自由としており、56年度においては大幅に増加した(56年度内示数12行13支店)。
- (3) 関連会社業務の弾力化
- イ. 100%出資の関連会社業務の弾力化
  - ロ. 周辺業務等を行う関連会社の業務の弾力化
2. 取扱商品関係
- (1) 新種商品の開発等
- イ. 新型利付金融債の発売
  - ロ. 期日指定定期預金の勤労者財産形成貯蓄制度への適用  
勤労者財産形成貯蓄制度に期日指定定期預金が組み入れることとなった(57年2月実施済)。
  - ハ. 各種年金商品の勤労者財産形成年金貯蓄制度への適用
  - ニ. 都市銀行等の定期積金の取扱い開始
- (2) 金の取扱業務の開始
- イ. 信託銀行が従来から行ってきた金信託業務を拡充する等本格的な金の取扱業務を開始した(57年1月実施済)。
  - ロ. 銀行および信用金庫が新たに金の取扱業務を開始することとなった(57年4月から実施)。
- (3) 海外CP、CDの取扱い
- 新たに海外CP、CDを取扱うための規定の整備が図られることとなった(57年4月)。
3. 店舗関係
- (1) 臨時店舗の設置期間の延長
- 臨時店舗の設置期間を最長1年(現行は6ヵ月)に延長する(57年4月から実施)。
- (2) 店外現金自動支払機の設置場所の弾力化
- (3) 店舗認可等の簡素合理化(57年4月から実施)
- イ. 仮営業所から元位置への2年以内(現行1年以内)の位置変更については、認可を不要とする。
  - ロ. 出張所の廃止についての承認を不要とする。
  - ハ. 国内に事務所を設置する場合の届出を不要とする。
- など。
4. 配当関係
- (1) 普通配当の弾力化

配当弾力化の実を期するため、経営実態を適正に反映した配当を行うよう事務連絡を発した(57年2月)。

(2) 記念配当の弾力化

記念配当については、配当通達に則し、かつ、経営実態および社会通念に照らして妥当と認められる範囲内で自由とする(56年度決算から適用)。

5. 営業日および営業時間関係

(1) 休日の弾力化

休日規定が法律事項から政令事項になったのに伴い月1回土曜日閉店案の検討が進められている。

(2) 営業時間承認等の簡素合理化(57年4月から実施)

6. 諸報告・届出関係(57年度から実施)

(1) 届出等の簡素化

イ. 事後届出のうち、例えば、営業所の設置等の認可にかかる実行届等について、四半期ごとの一括届出で済むこととする。

ロ. 信用金庫および労働金庫について、新規業務等に係る業務認可が行われる場合には、これに伴う定款および業務方法書の変更の認可を不要とする。

(2) 業務報告書等諸報告の記載事項の簡素化

(3) 銀行検査における徴求資料等の見直しと簡素合理化

7. その他

(1) 預金保険料率の引上げ

銀行行政の自由化・弾力化の受け皿という観点から、預金保険料率を10万分の8(現行10万分の6)に引上げることとした(57年度から実施)。

(2) 大口信用規制の弾力化

大口信用規制の対象から、回収が確実で安全性の高い融資として、①手形の割引、②預金担保貸出金、③国債担保貸出金、④輸出代金保険質権設定貸出金を除外することとした(57年4月から実施)。

(3) 経理基準通達の検討

◇大蔵省の海外CD・CPの取扱いルールについて

大蔵省は、3月31日、海外CD・CPの取扱いについて基本的ルールをとりまとめ関係金融団体(全銀協、地銀協、信託協、相銀協、全信協、全信中協および証券業協会)に提示した。その内容は次のとおり。

海外CD・CPの取扱いルール

1. 格付等
- CD 総資産で世界150以内位
  - CP 当面A<sub>1</sub>+、A<sub>1</sub>またはP<sub>1</sub>のもの

(備考)

- ① 本邦系現地法人の発行するCPおよび本邦系銀行(本邦銀行の現

- 
- 地法人および海外支店)の発行するCDについては、当面その導入を見合わせ、今後の一般海外CD・CPの導入後の状況等を勘案しつつ、関係局間で引き続き検討する。
- ② 実施後半年～1年後にはA<sub>2</sub>、P<sub>2</sub>までに広げる。
2. 最低売買単位 ○CD 5億円程度(国内CDの最低単位に連動)  
○CP 2億円程度
3. 期 間 ○CD 6ヵ月以内  
○CP 270日以内
4. 表 示 通 貨 外貨建に限る。
5. 発 行・募 集 実質的に国内での発行・募集に該当するような行為は行わせない。
6. 投 資 者 保 護 発行体に関する説明書の交付等所要の措置を講ずる。
7. 報 告 制 取扱業者に対し、売買の状況につき報告を求める。